

5月定例教育委員会

参考資料

(令和2年5月27日)

議案

第2号 丹波篠山市教育支援委員会委員の委嘱について (学校教育課)・・・1頁

承認事項

第1号 学校運営協議会委員の任命について (教育研究所)・・・3頁

報告事項

6 丹波篠山市学校評議員及び丹波篠山市認定こども園評議員の委嘱について
(こども未来課)・・・6頁

7 丹波市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について
(総務課)・・・8頁

○丹波篠山市教育支援委員会条例

平成11年4月1日

条例第78号

改正 平成27年3月30日条例第20号

(設置)

第1条 心身に障害及び発達障害がある幼児、児童及び生徒並びにその傾向が認められる幼児、児童及び生徒（以下「特別な支援を必要とする幼児児童生徒」という。）の適切な教育環境を確保するため、丹波篠山市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、就学及び就学後の一貫した教育支援について助言を行うため、必要な調査、教育相談、審査及び判定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師 3人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 学校教育関係の職員 8人以内
- (4) 児童福祉関係の職員 3人以内
- (5) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒保護者代表 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を助け、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くこと

ができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成11年篠山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○丹波篠山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成29年3月22日

教委規則第2号

改正 令和2年1月17日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関して丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。

2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。

3 指定の期間は、3年とし、再指定することができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 前条の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校経営方針に関すること。

(2) 教育課程編成の基本方針に関すること。

(3) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に沿って、その権限と責任において学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

(住民参画の促進等)

第6条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 指定学校の校長その他の教職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第8条 協議会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次の各号にあげる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び指定学校の運営に支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第9条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 第7条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(報償)

第10条 委員の報償は、別に定める。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は校長の推薦により協議会が選任する。副会長は会長が指名する。

3 会長は、指定学校の校長と協議の上、会議を招集し、議長となり会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第12条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

3 会長は、会議の会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第13条 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は協議会の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(庶務)

第14条 協議会の事務局は指定学校内に置き、庶務は、指定学校において処理する。

2 指定学校の校長は、協議会が開催されたときは、速やかにその報告書を教育委員会に提出する。

(指導及び助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第16条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 協議会としての実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合

(3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申し出があった場合。

(2) 職務上の義務違反があった場合。

(3) その他、解任に相当する事由が認められる場合。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が、その他協議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月17日教委規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○丹波篠山市学校評議員設置要綱

平成15年2月4日

教委要綱第1号

改正 平成19年6月13日教委告示第15号

平成30年4月1日教委要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則（平成11年篠山市教委規則第8号）」第27条に基づき、丹波篠山市立学校、幼稚園に置く学校評議員（以下「評議員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校が家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくため、保護者や地域住民から幅広く意見を聞き、その協力を得て特色ある学校づくりを展開するとともに、学校運営の状況等を周知徹底するなど開かれた学校づくりを推進するため、丹波篠山市立学校、幼稚園に評議員を置くことができる。

(役割)

第3条 評議員は、校長・園長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長・園長の求めに応じ、一人一人がそれぞれの責任において次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 学校の教育目標や教育活動など特色ある学校づくりに関すること。
- (2) 家庭や地域社会と連携した学校教育活動に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成及び任期)

第4条 評議員は、当該学校の教職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者の中から、校長・園長が丹波篠山市教育委員会（以下「委員会」という。）に推薦するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により推薦された者の中から、評議員を委嘱する。
- 3 評議員の人数は、1校に5人以内とする。
- 4 評議員の任期は、1年以内とし当該年度末をもって終了するものとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 校長・園長は、評議員が一堂に会して意見交換を行う機会（以下「会議」という）をもつものとする。

- 2 会議は校長・園長が招集し、主宰する。
- 3 会議の開催回数は、年間2回以上とする。

4 会議には、校長・園長の判断により、必要に応じて担当教職員を出席させることができる。

(謝金)

第6条 評議員には、予算の範囲内において謝金を支給することができる。

(守秘義務)

第7条 評議員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月13日教委告示第15号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日教委要綱第2号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

○丹波篠山市認定こども園評議員設置要綱

平成27年6月18日

教委要綱第13号

丹波篠山市立認定こども園における評議員の設置に関し必要な事項については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号）第26条の規定に基づき、丹波篠山市学校評議員設置要綱（平成15年篠山市教育委員会告示第2号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

○丹波篠山市視聴覚ライブラリー条例

平成11年4月1日

条例第89号

改正 平成15年12月12日条例第57号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丹波篠山市視聴覚ライブラリー	丹波篠山市西吹88番地1

(事業)

第3条 ライブラリーは、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 視聴覚機材、教材の購入及び管理並びに貸出しに関すること。
- (2) 視聴覚教育の調査及び研究に関すること。
- (3) 視聴覚教育の指導助言に関すること。
- (4) その他視聴覚教育の振興に関すること。

(職員)

第4条 ライブラリーに館長のほか、必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 ライブラリーの運営を適正かつ円滑にするため、ライブラリー運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員)

第6条 運営委員は、10人以内で構成する。

2 運営委員は、次に掲げるものの中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校の代表者 2人以内
- (2) 社会教育団体の代表者 4人以内
- (3) 知識経験者 4人以内

3 運営委員の任期は2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員長は、運営委員会を代表し会議を主宰する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(諮問事項等)

第7条 運営委員会は、ライブラリーの運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、意見を述べることができる。

2 教育委員会は、次の事項について運営委員会に諮問する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 機材、教材の充実計画に関すること。
- (3) その他必要な事項

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、ライブラリーの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月12日条例第57号)

この条例は、平成16年1月1日から施行する。